



北海道公立大学法人
札幌医科大学
Sapporo Medical University

札幌医科大学学術機関リポジトリ *ikor*

SAPPORO MEDICAL UNIVERSITY INFORMATION AND KNOWLEDGE REPOSITORY

Title	子どもと保護者による小児看護実習についてのインフォームド・コンセント
Author(s)	上村, 浩太; 今野, 美紀; 石塚, 百合子; 加藤, 由美子
Citation	札幌医科大学保健医療学部紀要, 第 8 号: 113-117
Issue Date	2005 年
DOI	10.15114/bshs.8.113
Doc URL	http://ir.cc.sapmed.ac.jp/dspace/handle/123456789/4912
Type	Journal Article
Additional Information	
File Information	n134491928113.pdf

- コンテンツの著作権は、執筆者、出版社等が有します。
- 利用については、著作権法に規定されている私的使用や引用等の範囲内で行ってください。
- 著作権法に規定されている私的使用や引用等の範囲を越える利用を行う場合には、著作権者の許諾を得てください。

子どもと保護者による小児看護実習についてのインフォームド・コンセント

上村浩太¹⁾、今野美紀¹⁾、石塚百合子¹⁾、加藤由美子²⁾

¹⁾札幌医科大学保健医療学部看護学科

²⁾札幌医科大学附属病院小児科看護室

本報告は、学童期以上にある子ども本人と保護者へ小児看護実習について説明書と同意書を用いたインフォームド・コンセントを実施し、その反応と今後の課題について報告するものである。子ども延べ4名、保護者延べ23名に実施した。子どもは説明の途中から興味なさそうな様子がみられたが、説明内容では「わからないところはない」と答えていた。保護者からは「子どもの意見が尊重されている」などの良好な反応が得られた。今後の課題として、実習施設の特徴にあわせた同意の流れに関する検討、徹底的にわかりやすく親しみやすい説明書の工夫、幼児期・学童前期や精神運動発達遅滞にある子どもへのインフォームド・コンセントの実施方法の検討が必要である。入院している子どもの主体性を支えるために、子どもが自己決定できる場面を増やしていくことが重要である。

<キーワード> 子ども、インフォームド・コンセント、臨地実習

Informed Consent in clinical child-nursing practice by children and their guardians

Kouta UEMURA¹⁾、Miki KONNO¹⁾、Yuriko ISHIZUKA¹⁾、Yumiko KATO²⁾

¹⁾ Sapporo Medical University, School of Health Sciences, Department of Nursing

²⁾ Sapporo Medical University Hospital, Department of child nursing unit

We gave written informed consent forms concerning clinical child-nursing practice to children and their guardians and herein report on their reactions and the tasks ahead. We gave written informed consent forms to a total of four children and twenty-three guardians. It seemed that the four children became uninterested in using them in the middle of the researcher's explaining about clinical practice, but they replied, "There is nothing I don't understand." Their guardians replied, "Child feedback is esteemed." The tasks ahead are discussion about the procedures of informed consent tailored to the character of the clinical institution, development of easy-to-understand and use documentation, discussion about the implementation methods of informed consent for children in early and later childhood and those with mental handicaps. For supporting the independence of hospitalized children, it is essential that we provide many opportunities for self-determination to them.

Key Words : Child, Informed consent, Clinical practice

Bull. Sch. Hlth. Sci. Sapporo Med. Univ. 8:113-117 (2005)

I. はじめに

病気や障害を持つ子どもへのインフォームド・コンセント／アセントの現状は、「子どもや家族の選択、決定する権利が重要視されているとは言いがたい」¹⁾と言われ、説明の意図としては「子どもの人権の尊重は少なかった」²⁾

と報告されている。

アメリカ小児医学学会の生命倫理委員会は「学童期以下の子どもに関しては、決定能力および法的能力に限界があることから、コンセント (consent) ではなく、アセント (assent) が適切である。」³⁾としており、子どもからも積極的同意への意思や納得をアセントとして得ていくことが重要であると考えられる。

子どもの権利条約⁴⁾において第12条では「意見表明権」、第13条では「表現・情報の自由」が示されているように、すべての子どもにとって自己決定権を保障することは重要である。様々な身体的苦痛や制限を体験する入院児にも自己決定できる場面を作り、主体性を支える関わりは小児看護の重要な役割と考える。

これまでの小児看護実習において、看護学生が受け持つことに関して子どもへは口頭でインフォームド・コンセントを実施してきたが、自己決定を促すという目的を中心には置かれていない現状にあったと考えられる。また、臨地実習において学生が受け持つことに関した子どものインフォームド・コンセントについての報告は国内では見当たらなかった。

平成15年度に札幌医科大学附属病院看護部と札幌医科大学保健医療学部看護学科との間で臨地実習に関する同意書のあり方について臨地実習検討会の中で検討され、臨地実習において同意書を用いて同意を得ていくことで合意が形成された。さらに、臨地実習検討会は「実習施設と対象者の特性に応じた同意のあり方に関して検討することは不可欠⁵⁾」と報告している。

そこで、学童期以上にある子ども本人と直接出会うことができたすべての保護者へ小児看護実習について説明書と同意書を用いたインフォームド・コンセントを実施し、その反応と今後の課題について報告する。

II. 小児看護実習体制と同意書を用いた同意の実施状況

小児看護実習は、「母子看護実習Ⅱ」（2単位、90時間）と言う名称で行われており、平成16年度は4ヶ所の病院で実習を行った。実習施設は、重症度の高い患者が多い札幌医科大学附属病院、脳性まひなどの患者が多い長期療養型の施設、喘息発作や肺炎などの急性疾患の患者が多い短期入院型の総合病院という特徴を有していた。指導体制は、3名の常勤教員と1名の非常勤教員の計4名によって実習指導を行った。

同意書を用いた同意の実施は、平成15年度に札幌医科大学附属病院看護部と札幌医科大学保健医療学部看護学科との間で臨地実習に関する同意書のあり方について検討し、「臨地実習説明書」と「臨地実習同意書」が作成された経緯から、平成16年度は札幌医科大学附属病院から実施することとした。他の実習施設とは検討を行い、従前通りの口頭による同意をとることとなり、同意書による同意は見送られた。その検討過程においては、在院日数が非常に短いことによる同意の困難さ、成長・発達や障害による子どもの認知力の問題、療養型施設における保護者へ文書で同意を得る困難さ、複数校の実習を受け入れていることによる学校格差、複数文書へのサインが多いことによる患者・保護者負担などの課題が挙げられた。

III. 同意を得る方法について

1. 同意書の内容について

1) 保護者への「臨地実習説明書」と「臨地実習同意書」

札幌医科大学附属病院看護部と札幌医科大学保健医療学部看護学科との間で臨地実習に関する同意書のあり方についての検討⁶⁾の中で合意された「臨地実習説明書」と「臨地実習同意書」を用いて直接出会うことができた保護者へインフォームド・コンセントを実施した。「臨地実習説明書」の基本項目⁵⁾は、①学生が行う看護援助についてそのつど同意を得ること、②学生が看護援助を行う場合の安全確保について、③対象者・家族の質問する権利の保障、④対象者・家族の実習を断る権利、⑤対象者・家族のプライバシーの保護に関することである。説明主体は実習施設と大学との連名としている。「臨地実習同意書」には、学校名、学年、学生氏名、施設名が明記され、対象者の実習に同意する意向を示す文書と対象者又は代理同意人、連署人の署名、日付で構成され、3枚複写式で保護者・病院・大学の3者で共有できるようになっている。

当初は、小児看護領域独自の文書を作成する案も浮上し、説明書の文書中には「お子様の受け持ちとして日常生活の援助…(略)…」というような文言も検討された。しかし、1つの学科から複数の公式文書を扱うことの煩雑さがあり、保護者への説明と同意の大意は本書によっても使用可能と判断されたため、成人患者と同様のものを保護者へ用いた。

2) 子どもへの「臨地実習説明書」と「臨地実習同意書」(資料1)

学童期以上の精神運動発達遅滞のない子どもへ「臨地実習説明書」と「臨地実習同意書」を用いたインフォームド・コンセントを実施した。保護者版の「臨地実習説明書」と「臨地実習同意書」と内容を合わせ、かつ小学生にもわかりやすいように言葉や文章の構成を変え、ふり仮名をふった。病院と大学との検討過程においては、小学生には文書量が多いとの意見も出たが、十分に説明することに重点を置いたため、保護者版と基本項目は同じにすることにした。また、署名された文書はコピーをとり、本人(保護者)・病院・大学の3者で共有できるようにした。

2. 文書を用いた説明と同意の流れ

保護者へ文書を用いて説明し口頭あるいは文書による同意を得る。その後、学童期以上の精神運動発達遅滞のない子どもへ文書(資料1)を用いた小児看護実習についての説明を行い、同意を得る。その他の子どもへは従来通り口頭により説明し納得/同意を得る。

1) 保護者による文書を用いた同意までの流れ

・実習開始前週金曜日に受け持つ患児を決定する。その際に同意書に必要な事項を大学側で記載し、師長(不在時は副師長)、担当教員がサインをする。

資料1

子どもへの実習説明書と同意書

じっしゅうせつめいしょ
実 習 説 明 書

札幌医科大学保健医療学部看護学科3年生の小児看護実習が、平成16年 月 日から 月 日まで小児科病棟でおこなわれます。その時に()さんのうけもち学生として、いっしょに遊んだり、身の回りのお世話や検査・診察の時のお手伝いをさせてほしいと思っています。

学生が将来、看護師になるための勉強のお手伝いを()さんにもしていただけたら、と思います。しかし、学生は、まだ勉強中ですから、いくつかの注意を守ってお世話をさせてほしいと思います。

1. 学生が()さんへお世話をするときには、()さんへよく説明をして、()さんやご家族の人が「してもよいです」というときに行ないます。
2. 学生が()さんへお世話をするときには、()さんが安全でいやな思いをすることがないように、学生はよく勉強して、看護師さんや学生が通う学校の先生によくおしえてもらってから行ないます。
3. ()さんやご家族の人が学生の実習のことでわからないことや「あれ、何かへんだな、おかしいな」、「いやな気持ちがあった」というようなことがあれば、いつでも学生が通う学校の先生、看護師さん、師長さんなどに聞いてみるができます。
4. ()さんやご家族の人が「()さんのうけもち学生になってもいいよ」と言ったあとでも、学生にお世話して欲しくないと思うときには、いつでも「いやだ」ということができます。もしも「いやだ」といったとしても、看護師さんやお医者さんからよそよそしくされたり、看護や診察・検査の時にいやな思いをすることはありません。
5. ()さんと出会って学生が知った()さんのことやご家族のことを、学生はよそに行き勝手におしゃべりすることはありません。例えば、()さんが注射のときにこわくて泣いてしまったことを、学生がほかの人に話してしまう、など、ひみつにしておいてほしいと思うことは守ります。

りんちじっしゅうどういしょ
臨 地 実 習 同 意 書

わたし/ぼくは、札幌医科大学保健医療学部看護学科3年生()が、小児科病棟でおこなう実習で、わたし/ぼくのうけもち学生になっていっしょに遊んだり、身の回りのお世話や検査・診察の時のお手伝いをすることについて話をききました。そして、学生がわたし/ぼくのお世話や介助のお手伝いをするときには、学生がよく勉強をしてきて、自分にわかるように説明してくれること、学生にお世話をされるのがいやな時には、「いやだ」と言ってもいいこと、学生はわたし/ぼくのひみつを守ってくれることなどについても話をききました。

()がわたし/ぼくのうけもち学生になることに賛成します。

日付：平成 年 月 日

自 分 の 名 前： _____

代理同意人または
連 署 人 氏 名： _____

- ・書類をもって師長、担当教員がベッドサイドに赴き、同意書の内容を師長より保護者へ説明する。後日、同意書の提出を依頼する。
- ・ベッドサイド訪問時に保護者が不在の際には、後に師長が単独で説明する。担当教員は実習開始時に説明内容の確認を行う。

2) 子どもによる文書を用いた同意までの流れ

保護者から文書もしくは口頭での同意が得られた後に、担当教員から学童期以上の精神運動発達遅滞のない子ども本人へ説明書を用いて小児看護実習についての説明を行い、納得/同意した上で、署名して提出するよう依頼する。

IV. 文書を用いた説明と同意の反応

実習中受け持つことになった子どもの保護者のうち、面会時間の関係で直接出会って文書を取り交すことのできなかった2名を除いたのべ23名(実習生24名中)より同意書による同意を得ることができた。学童期以上の子どものうち、精神運動発達遅滞や比較的病態不安定であった3名を除いたのべ4名(表1参照、事例2のみ2回)から同意書

による同意を得ることができた。

表1 文書を用いて同意を得た子どもの基礎情報

	事例1	事例2	事例3
年 令	12才 (小学6年生)	13才 (中学1年生)	13才 (中学1年生)
性 別	女性	男性	男性
入 院 形 式	学童室 ひとり入院	学童室 ひとり入院	学童室 ひとり入院
説明時の保 護者の同席	なし	あり	あり

1. 保護者の反応

書類の扱いが煩わしい等の反応はなかった。ほとんどの保護者は、書類の提出が滞ることはなく、実習開始後すぐに提出していた。2名の保護者より、実習の中盤で実習生の受け持ちをはずして欲しい等の申し出があった。

2. 子どもの反応

事例1～3に共通して説明の途中から興味なさそうな様子があった。

受持ち終了時に、文書を用いた説明に対する子ども本人

資料 2

面接時チェックリスト

＜保護者へのチェックリスト＞	＜子どもへのチェックリスト＞
1. 実習説明書の文章はお子さんに理解しやすいようでしたか。 1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 2. 臨地実習同意書の文章はお子さんに理解しやすいようでしたか。 1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 3. 実習説明書の文章中に気になるような表現がありましたか。 1. なし 2. あり (どこですか) _____) 4. 臨地実習同意書の文章中に気になるような表現がありましたか。 1. なし 2. あり (どこですか) _____) 5. 実習説明書と臨地実習同意書のような文書を用いて学生の実習の依頼を受けることについて、文書をとりにかわす際のご自身の思いに近いものがありますか。 (めんどうさい・必要なこと・たいせつなこと・わずらわしい・仕方がない・何とも思わない・興味深い・疲れる・簡単・身をゆだねる思い・役に立てる・負担である・子どもの意見が尊重されている・何かあっても文句が言えない・その他 ())	1. 実習説明書の文章はあなたにとってわかりやすかったですか 1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 2. 臨地実習同意書の文章はあなたにとってわかりやすかったですか 1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 3. 実習説明書の文章中に気になるような表現がありましたか 1. なし 2. あり (どこですか) _____) 4. 臨地実習同意書の文章中に気になるような表現がありましたか。 1. なし 2. あり (どこですか) _____) 5. 文書をつかって学生が受け持ちになることの説明をうけたことについて、文章をとりにかわすときのあなたの気持ちに近いものがありますか。 (めんどうさい・必要なこと・たいせつなこと・みたくない・仕方がない・何とも思わない・おもしろそう・疲れる・簡単・どうでもいい・いやだ・にげたくなる・役に立てる・その他 ())

と保護者の反応を担当教員がチェックリスト(資料2)を用いて面接にて確認した。子ども本人の気持ちは、「おもしろそう。どうでもいい。あの時は暇だったから面倒というのではない。」(事例1:小6女子)、「疲れる」(事例2:中1男子)、「どうでもいい。微妙。でも学生さんにとっては重要なこと。」(事例3:中1男子)であった。説明内容の理解は、全員が「わからないところはない」で回答していた。

保護者の反応は、「必要なこと。大切なこと。子どもの意見が尊重されている」(事例2母)、「必要なこと。役立てる。子どもの意見が尊重されている」(事例3祖父)であった。

V. 今後の課題

1. 子どもと保護者による小児看護実習の同意を得ていく過程においては、特に混乱やトラブルはなかった。しかし、札幌医科大学附属病院以外の実習施設への適用に当たっては、短期あるいは長期療養型入院形態によるインフォームド・コンセント自体の困難さが考えられる。それぞれの実習施設や対象者の特性に応じた同意のあり方を各実習施設と検討し、子どもの最善の利益を守るために工夫していく必要があると考える。

2. 子ども用「臨地実習説明書」は当初、小学生以上の認知力であれば理解可能ではないかと想定していたが、説明内容に対する本人の関心の程度から、文書による説明と同意書への署名は小学校高学年以上が適当であると考えられる。子どもへ十分な説明を行うことは重要であるため、説明内容の基本項目は減らせないと考える。制限の多い入院生活の中でも、子どもが自分で決められる場面とするためにも親しみやすくわかりやすい説明書を徹底的に工夫して

いく必要がある。

3. 今回、幼児期・学童前期や精神運動発達遅滞の子ども達へは判断能力や興味の観点から文書による説明は行わなかった。しかし、インフォームド・コンセントは、「医療者が情報を与え、同意を得なければならないという法的側面と、患者の自己決定権を重要視するという道徳的側面を持つ」¹⁾と言われている。幼児期・学童前期や精神運動発達遅滞にある子どもにおいては、法的側面は保護者が代諾し、一方、「主体性を尊重し、自分に行われる行為について十分に理解したうえで自分が決定することを大切にすること」²⁾は重要である。小児看護実習に関しての同意であっても自己決定権を保障するために、説明書にこだわらずに、アルバムや絵本、ビデオなどの視覚に訴える説明の具体的方法を検討していく必要がある。

VI. おわりに

国民の権利意識・安全意識の高まりの中で、患者の権利と安全を守り、かつ学生の実習環境を守る方策の1つとして同意書による同意が必要である。今回、小児看護実習に関して子どもと保護者へ文書も用いたインフォームド・コンセントを実施する過程には、上記のような様々な課題が明らかになった。課題を明らかにしていく過程において、子どもから同意を得る時はただの手続きに終わらせず、子どもの自己決定場面を増やし主体性を支えていくことを第1優先目的にすることが重要であると再確認した。子どもへのインフォームド・コンセント/アセントは不十分である現状から、いかなる場面でも子どもを主役にし、子どもの自己決定を支えていくことが必要である。

Ⅶ. 引用・参考文献

- 1) 筒井真優美：子どものインフォームド・コンセントをめぐる課題. 小児看護23 (13) :1731-1736, 2000
- 2) 大西文子, 杉浦太一, 羽根由乃：看護者が行う小児へのインフォームド・コンセントの現状-全国400床以上の病院と小児専門病院へのアンケート調査結果から-. 日本看護学会誌11 (1) :60-69, 2002
- 3) Committee on Bioethics : Informed consent, parental permission, and assent in pediatric practice. Pediatrics 95 (2) :314-317, 1995
- 4) 中野光, 小笠毅編著：ハンドブック子どもの権利条約. 東京, 岩波書店, 2004, p70-77
- 5) 澤田いずみ, 木原キヨ子, 今野雅子ほか：看護学生の臨地実習における同意書のあり方に関する検討経過-本学看護学科と附属病院看護部との検討会からの報告-. 札幌医科大学保健医療学部紀要7 :115-121, 2004

